196-衆-厚生労働委員会-26号 平成30年6月6日

○山井委員　山井です。よろしくお願いいたします。

四十五分間、質問をさせていただきます。前半は閣法の食品安全衛生法について、そして後半は、前回の続きの、幼児教育の無償化について質問をさせていただきたいと思います。

白須賀委員もおられますが、本当に、前回の幼児教育の無償化については、白須賀委員を始め自民党の方々ともいろいろその後も話をさせていただきました。与野党を超えて、この閣法の問題も、また幼児教育無償化の問題も、前向きな議論をさせていただければというふうに思っております。

まず閣法についてですが、最初にちょっと一冊の本を紹介したいんですけれども、私の健康についての師匠が京都におられる山田豊文先生という方で、こういう「家族みんなが病気にならない食べ方事典」という本も出しておられます。例えば、王貞治名誉監督の健康アドバイザーとか、著名なアスリート、スポーツ選手の健康指導もずっとされている、私の尊敬する方でありまして、私も健康にこうやって仕事をさせてもらっているのは山田先生のおかげだと思っております。

それで、例えば冒頭に一言申し上げますと、この山田先生の理論は、マゴワヤサシイという理論で、国会議員の中でも山田先生のファンは与野党を超えて多いんですけれども、マゴワヤサシイという教え、つまり、マは豆類を食べなさい、ゴはゴマを食べなさい、ワはワカメなど海藻類を食べなさい、ヤは野菜を食べなさい、サは魚を食べなさい、シはシイタケやキノコを食べなさい、イは芋類を食べなさい、こういうふうな簡単な健康の教えなんですけれども、多くの実績が上げられております。

そして、この山田先生に私も二十年来御指導いただいているんですが、山田先生の御指導のもと、私がずっと取り上げてきましたのは、トランス脂肪酸なんですね。このトランス脂肪酸による健康被害というものが、これからますます深刻になるのではないかと。アメリカでは厳しく禁止をされております。そのことを事例にとって、きょう前半は質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この一ページ目の配付資料にもありますように、赤線が引いてある真ん中、一定以上の量の摂取により健康被害が生じるおそれのある成分等、こういう中にトランス脂肪酸というものも含める必要があるのではないかと。

次のページをお願いをいたします。食品衛生法等の一部を改正する法律案の概要ということで、国際化等に対応し、食品の安全を確保するためと。まさに、国際的には、このトランス脂肪というのは厳しく取り締まられております。

順番に話を進めていきたいと思いますが、その山田先生の書かれた文章でありますが、トランス脂肪酸、アメリカでは規制によって摂取量が減少したところ、いろいろな病気が減りました。しかし、日本では含有量の表示義務すらありません。

次のページ、四ページ目。

世界の趨勢として、がんや糖尿病のリスクを高めるほか、脳に深刻な影響を及ぼし、認知症にもつながることが報告されていますということですね。

それで、次のページ、五ページ目を見てください。

そして、左にもありますように、これはＣＮＮのホームページですけれども、トランス脂肪酸、二〇二三年までに根絶を呼びかけ、ＷＨＯということであります。

それで、更にちょっと御説明をさせていただきます、この表示義務の問題。

そして、七ページ目。

菓子パン、スナック、食べ過ぎちゃう、トランス脂肪酸、若い女性に御注意、脳梗塞などリスク、米で原則禁止に。やはり、あと、お子さんたちにとっても深刻な健康被害が出るのではないかと言われております。

次のページ、八ページ目ですね。

トランス脂肪酸、アメリカで禁止へと。理由は、食品に使う上で安全とは認められないということで、ちょうど今月から禁止ということになっております。

日本でも、八ページにありますように、減らす方向では進んでおりますが、まだまだ緒についたばかりであり

まして、ここに、八ページの記事にありますように、厚生労働省によると、日本ではトランス脂肪酸の摂取量が比較的少ないといい、規制に向けた動きはない。一方、アメリカでは、ことし六月から、部分水素添加油脂を食品に使うには米国食品医薬品局の承認が必要になるということ。

九ページ目、マーガリン、原料見直し、健康への懸念から、アメリカでトランス脂肪酸を含む油脂の使用規制が六月に始まるというふうになっております。

私、この問題を十年以上取り組んでいるんですけれども、特に、やはり子供たちの健康に被害が大きいのではないかというふうに思っております。

それで、ちょっと基本的なところからお伺いしたいと思います。

健康に悪影響を及ぼすと言われているこのトランス脂肪酸の問題なんですが、どのような食品に使用され、健康被害は、国内で届出をされた事例はありますか。

○高木副大臣　お答えいたします。

今のマゴワヤサシイは、私もよく承知をさせていただいております。

トランス脂肪酸は、脂質の構成成分である脂肪酸の一種でありまして、主に植物油などからマーガリンやショートニングなどを製造する際や、植物油を高温にして脱臭する工程で生じることが知られております。

トランス脂肪酸を含む主な食品としては、マーガリン、ショートニング、ファットスプレッドなどがあります。

また、トランス脂肪酸による健康被害につきましては、厚生労働省による平成二十九年までの食中毒統計調査においては、トランス脂肪酸を原因とした報告はありません。

○山井委員　ありがとうございます。

食中毒とかはないんですけれども、やはり、子供たちがアレルギー体質になったり、さまざまな問題があるというふうに国際的には言われております。

それでは、質問通告に従っていきますけれども、このトランス脂肪酸については、どのような健康への悪影響があるというふうに認識をされておられますか。

○高木副大臣　お答えいたします。

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果によりますと、平均的な日本人よりもトランス脂肪酸の摂取量が多い米国等の研究結果では、トランス脂肪酸の過剰摂取により、心筋梗塞などの冠動脈疾患が増加する可能性が高いとされております。

ちなみに、日本よりもトランス脂肪酸の摂取量が多い主な国といたしましては、日本が、例えばエネルギー比で〇・三〇％、米国は二・二％、フランスは一・一％、イギリスは女性で一・二％となっております。

また、肥満やアレルギー性疾患につきましても関連が認められていますが、糖尿病、がん、胆石、脳卒中、認知症などについての関連はわかっていないとされております。

こうした研究結果は、トランス脂肪酸の摂取量が平均的な日本人よりも相当程度多い海外のケースの結果でありまして、平均的な日本人の摂取量においては、これらの疾患リスクとの関連は明らかになっておりません。

○山井委員　確かに、平均的にはアメリカなどに比べると摂取量は少ないということなんですけれども、ファストフードとか、特に子供たちで、ファストフードが大好きという子供たちもいるわけですし、さまざまな問題点があるのではないかと思っております。

それで、三番目、質問通告に従いますが、トランス脂肪酸やトランス脂肪酸を含む食品を、健康被害が生じるおそれのある食品として指定すべきではないですか。

○高木副大臣　今回の法改正におきましては、特別な注意が必要なものとして指定した成分等を含む食品による健康被害情報を事業者から把握できる制度を設けるものとしております。この指定する成分等としましては、食品に含まれるアルカロイドやホルモン様作用成分のうち、一定以上の量を摂取することにより健康被害が生じるおそれのあるものなどが想定されます。

ただし、具体的に、今後、健康被害情報や文献等による知見を科学的な視点で個別具体的に検討した上で、指定する成分等を決定していくこととしております。

トランス脂肪酸は、脂質の構成成分である脂肪酸の一種でありまして、主に植物油などからマーガリンやショ

ートニングなどを製造する際や、植物油を高温にして脱臭する工程で生じることが知られております。
　そのため、特定の成分を濃縮、加工したものとは異なるということから、トランス脂肪酸に関する対策といたしましては、栄養バランスのよい食事や、製造、加工段階での低減に努めることが適切であると考えております。
○山井委員　ここで、アメリカと日本の違いはあるんですけれども、この八ページの資料にもありますように、やはり首をかしげざるを得ないのは、アメリカでは今月から禁止なんですね。ところが日本は緩いんです。
　それで、平均的に摂取量が低いから大丈夫だということなんですけれども、私は、これは平均的な問題じゃなくて、やはりこういうものをかなり大量に食べている子供たちも多いわけであって、単なる平均が低いからいいんだということでは済まないのではないかと思っています。ですから、具体的に言うと、アメリカではトランス脂肪酸は使わないけれども、同じような店が日本ではトランス脂肪酸を使っているというようなこともあるわけなんですね。
　そこで、問題ではないかと思うんですが、四番目、質問させていただきますが、アメリカではトランス脂肪酸でどのような問題が起こり、どのように規制されているのか。なぜ日本はアメリカのように規制を強化しないのか。日本のトランス脂肪酸の規制の現状はどうなっているのでしょうか。
○高木副大臣　ＦＤＡ、米国食品医薬品庁におきましては、心疾患系のリスクを低減するため、トランス脂肪酸の削減を目的としまして、平成三十年六月十八日以降、ただいま委員の御指摘のとおりでございます、トランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂の食品への使用を原則禁止しまして、食品に使用するためにはＦＤＡの承認を新たに必要とすることを平成二十七年六月に決定したものと承知をしております。
　ＷＨＯ、世界保健機関は、心血管系疾患リスクを低減し、健康を増進するための目標とすべき基準といたしまして、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の一％未満に抑えるよう提示をしております。
　日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、平均値で総エネルギー摂取量の〇・三％であることがわかっておりまして、平成二十四年三月に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価におきましては、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられております。
　こうしたことを踏まえまして、我が国では、食品に含まれるトランス脂肪酸について規制は行っておりませんが、脂質に偏った食事をしている人は脂質の過剰摂取を控えるよう留意する必要がありまして、栄養バランスのよい食事を心がけるよう、厚生労働省のホームページに記載するなど注意喚起を行っているところでございます。
○山井委員　ここで、私、ずっと前から要望しておりますのが、やはり表示なんですね。もちろん、大丈夫、気にしないという人はそれでいいんですけれども、結局、表示をしていただければ、それを気にする本人、お子さんや、あるいは保護者の方が、トランス脂肪酸が入っていないものを選ぶことができるけれども、表示されていないからわからないんですね。
　そこで、消費者庁にお伺いします。トランス脂肪酸の表示の義務化など、日本でも規制強化すべきではないですか。
○橋本政府参考人　お答えいたします。
　平成二十七年に施行されました食品表示法に基づきまして、必要な栄養成分の表示を義務化する仕組みが構築されたところでございます。
　その際、消費者委員会の食品表示部会の調査会での議論を経まして、栄養成分表示の義務化に当たっては、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性、そして国際整合性、この三点全てを満たすこととされたところでございまして、トランス脂肪酸については、これら三つの観点全てを満たしているわけではないため、現在、義務表示とはしておりません。
　しかしながら、消費者庁では、消費者が食品を適切に選択して、栄養バランスのとれた食生活を営む観点から、平成二十三年に通知文書を発出して、食品事業者に対して、トランス脂肪酸を含む脂質に関する情報を自主的に開示するよう要請しているところでございます。
○山井委員　事業者の自主的な表示に期待するということでは不十分だと思うんです。
　それで、六ページ目を見ていただきたいんですけれども、「選択奪う「非表示」」、赤線を引いてありますけれども、これについて、やはりＪＡ全農食品品質・表示管理部長の立石氏は、「任意表示ありきの雰囲気はおかしい。」

赤線を引いてあるところですが、「表示義務付けが海外の流れだ。若者の食生活が欧米化されて久しく、国民の健康リスクを考えれば、表示義務が当然だ」というふうに立石氏はおっしゃっておられます。さらに、「日本の企業も海外で売る食品には表示している。なぜ国内では隠すのか」と。海外では表示しているわけですよね。

さらに、トランス脂肪酸に詳しい富山短大の竹内教授は、下の赤線にありますように、「トランス脂肪酸を五％以上含む食品を食べ続ければ健康に害を生じる可能性が高まる。表示を義務付けた方がいい」「食品の情報はしっかりと公開し、消費者が安全だと思う食品を選択できるようにするべきだ」というふうに強調をされているんです。

改めて消費者庁橋本審議官にお伺いしますが、やはり選択をする上では、まず大前提として表示が必要だと思うんですけれども、ここは一歩、歩を進めて、表示に向けて検討していただくことはできませんか。

○橋本政府参考人　表示の義務化に当たりましては、先ほどの三点について全て満たす場合に義務化をするというふうにルール化されておりまして、例えば、消費者における表示の必要性でございますけれども、日本人の大多数のトランス脂肪酸の摂取量はＷＨＯの目標を下回っており、食品安全委員会の食品に含まれるトランス脂肪酸評価書においても、通常の食生活では健康への影響は小さいとされており、消費者全体への必要性は必ずしも高いとは考えられないということでございますので、義務化という点からはこういったものを踏まえて対応しておりますが、先ほど申しましたとおり、消費者庁では通知を発出して、事業者に対して積極的な情報開示を要請しているというところでございます。

○山井委員　私、十年ぐらい前からこの議論をしているんですが、やはり平均が少ないから大丈夫だという議論は成り立たないというふうに思います。特に、子供にとっては人生の健康にかかわることですので、ぜひこの表示については前向きに検討していただければと思います。

それで、加藤大臣にお伺いしたいんですけれども、今の表示は確かに消費者庁の担当ではあるんですけれども、やはり厚生労働省も国民の健康をつかさどる役所として、このトランス脂肪酸の規制に向けて何らかの対応をすべきではないかと考えるんですけれども、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣　先ほど来、高木副大臣からも御答弁させていただきました。日本においてはトランス脂肪酸の摂取量はかなり諸外国と比べて低いということ、また、その水準は、ＷＨＯが心血管系疾患リスクを低減し、健康を増進するための目標とすべき基準である一％というんでしょうかね、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の一％未満に抑えるようということから見ると、それよりも低いということであります。

ただ、だから大丈夫かという先ほどの委員の御指摘、特に子供等においては、やはりこういったものをよく摂取しがちという部分もないことはないんだろうというふうに思います。したがって、少し多脂質に偏った食事をしている人が脂質の過剰摂取を控えるよう留意をしていただく必要があります。

また、バランスのよい食事を心がけるよう、そういった意味で、今、ホームページで記載するなど注意喚起を行っているところではありますけれども、例えばどんなものにトランス脂肪酸がどのくらい入っているかとか、そういったことを含めたＰＲといったことも考えていく必要があるのかもしれないと思います。

○山井委員　とにかく健康にとって重要なのは、体によいものを、健康的な食品を食べて、そして健康に悪いものを食べない。その峻別をするためには表示の義務、あるいはそういうものが子供たちの口に入らない、手の届かないように規制することが必要ではないかと思っております。

この食品衛生法については、後ほどまた時間があったら戻りたいと思いますが、少し後半、先日の続きとして、幼児教育の無償化について質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、内閣府の川又子ども・子育て本部審議官、内閣官房から大島人生一〇〇年時代構想推進室次長にもお越しをいただいております。

まず冒頭、申し上げますと、きょうの配付資料、ちょっと前回のおさらいをさせていただきますと、今回の幼児教育の無償化、きのう骨太の素案が出ましたけれども、これは、この厚生労働委員会にとって、配付資料十四ページ、与野党を超えて前向きに議論すべきことだというふうに思っております。

一言で言えば、過ちを改むるにはばかることなかれ。一回決まったことであっても、ここは勇気を持って変えねばならないと思います。なぜならば、今の案のまま突き進めば、厚生労働史上最悪の子供政策として、後世の笑

い物になるのではないかと私は非常に心配をしております。

なぜならば、あえて申し上げますが、例えば民進党も、幼児教育の無償化というものを今までから言っておりましたから、選挙の当時も、全否定を幼児教育無償化についてする気はありません。もちろん、将来的な、理想的な姿としては、幼児教育の無償化、所得制限なしでやるのが目指すべき方向性だということは認識しておりますから、私は、幼児教育無償化をやめろとか、そういうことを言う気はないんですね。

ただ、今回、八千億を使って、保育士の処遇改善が不十分、保育士の質に回る予算が不十分、そして子供の貧困対策が不十分な中で八千億やるのは少しバランスを欠くのではないか、やり方を変えるべきではないかということを申し上げたいと思います。

それで、ここにありますように、もう前回見ましたように、低所得者とかは、非課税世帯は、既にかなり無償化しちゃっているんですね。この緑とか、あるいは黄色の部分はやってしまっています。残っているのは白の部分だけですから、そういう意味では、今後、無償化するといえば、低所得者に余り恩恵が行かなくて、高所得者に多くの恩恵が行くということは、この図を見たらおわかりかと思うんです。

これは頭ではわかるんですけれども、問題は、この八千億、まあ八千億も確定していませんよ、当然。八千億も確定していないけれども、ちまたで言われているのは、年八千億円ぐらいの財源じゃないかと言われておりますが、そう言われておりますのでそれを前提にしますと、これは一回導入したら永遠に続くわけですから、相当きっちりと制度設計をしないと大変なことになると思います。

ついては、前回宿題でお願いしましたように、八千億ともし仮にすればですけれども、例えば年収八百万円以上の世帯、一千万円以上の高所得世帯には幾らぐらいの無償化の恩恵があるのか、あるいは非課税世帯には幾らぐらいあるのか、そういうことの試算を出していただいて、その上で、与野党を超えて、また国民の皆様からも意見を聞きながら、ちょっとここは変えていった方がいいなというところは議論をやはりした方がいいというふうに私は考えます。

そこで、先週金曜日、年収別のこの試算、幼児教育無償化についての試算を要求しましたが、試算結果は出ましたでしょうか。もし、まだ出ていないというんでしたら、いつ試算結果は出るでしょうか。

○川又政府参考人　お答え申し上げます。

幼児教育無償化につきまして、現段階におきましては、制度の詳細について結論を得ていない段階でございます。これから年末にかけて、予算、制度について具体的に検討していく予定としております。今後、幼児教育無償化の具体的な制度設計や予算編成の過程におきまして、政府として正式な所要額を算出してまいりたいと考えております。

関係省庁あるいは財政当局等との調整もございます。現時点で具体的時期をお示しすることはできない状況でございますが、予算編成に向けて検討していく中で、できる限り早く対応できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○山井委員　予算編成に向けてということは、年末までには公表するということですか。

○川又政府参考人　お答え申し上げます。

具体的な制度設計とあわせて、予算編成とあわせて作業を進めていく必要がございます。そういう意味では、年末までに来年度の予算の骨格は固めるということでございますので、それまでには試算をする必要があるというふうに考えております。

○山井委員　まあ、それは試算しないと来年の予算は組めませんからね。ただ、試算をしたら、その試算結果は公表する、年内にということでよろしいですか。

○川又政府参考人　そのように考えております。

○山井委員　ただ、それで決まってからでは遅過ぎると思うんです。

六月中旬にも骨太の方針が発表される、きのう、素案が出ましたよね。ホームページから私もダウンロードしましたが、これが出ました。この中に、きょうも配付資料に入れておりますけれども、出ているんですね、幼児教育無償化について。十六ページ、十七ページ、読み上げませんけれども、既に出てきております。

でも、私は大枠が間違っていると思っているんです、残念ながら。この大枠をやはり変えないと大変なことに

なると思いますので、年末ではなくて、今、ぜひ早急に試算を公表していただいて、集中審議をこの厚労委員会でやっていただきたいと思います。

改めて要求したいと思います。委員長、お願いします。

○橋本委員長代理　ただいまの件につきましては、後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員　これは、なぜならば、本当にこの八千億の使い道によって、子供たちの人生がかなり決まると思います。

そこで、私としては早急に政府に出していただきたいんですけれども、残念ながら、すぐに出ないということで、山井事務所でこの試算をさせていただいております。

エビデンス・ベースト・ポリシー、やはり数値とデータと根拠に基づいた政策議論をすべきだと思っていますし、私も、大学院まで行って酵母菌の研究をしておりました者の研究職ですので、そういうことができればと思っております。

それで、きょうの配付資料に、その山井事務所の試算を出させていただきました。十ページ目であります。

それで、改めて、これは私というより、私の事務所の政策秘書の吉沢直樹さん、本当に私は永田町で一番政策に詳しいというふうに尊敬している秘書さんですけれども、ここ数日、内閣府、内閣官房、文科省、厚生労働省とも相談しながら、資料をいただきながらつくったものであります。

前回より高所得者の方々の恩恵がちょっと減っておりますが、その違いは何かといいますと、前回は、平成二十八年度の国民生活基礎調査というデータで所得を、国民生活基礎調査の乳幼児のいる世帯の年収分布でさせていただきましたけれども、役所の方々と議論する中で、それよりも、こちらにあります、これを見てください、十一ページ、十二ページ、この福祉行政報告、私立保育所の実態、これでやった方がより実態に近い数字が出るんじゃないかというアドバイスを役所からもいただきまして、それでやりました。その結果、ちょっと高所得者のところが減ったわけであります。

それで、繰り返し言いますけれども、本当はこれは政府に出していただかないと、議論の前提としては不十分だと私も思います。ただ、出てこない以上は、議論のきっかけとなるという意味で、申しわけない、この数字自体は、さまざまな前提と粗い試算ですから、多少変動が当然あろうかとは思いますが、ここに書いてありますように、「基本的な考え方」、年収階層に属する受給者の受給額を確認、政府資料の今お見せした一の資料でありますね。それと、二番目が、今お見せした福祉行政報告例で、年収階層別の利用者数の構成率を抜き出す。

ですから、もとになっているのが、順番に言いますと、この十三ページ目、ここで幼稚園と保育園の無償化の額が出ております。この資料をもとに、そして、保育園の保護者の年収分布を当てはめ、そして、それを、幼稚園のデータはありませんので、幼稚園にも援用し、準用し、その上で、この十四ページの幼稚園、保育園のお子さんたちの数で掛け算をしていく、そういうことで予算総額を大まかに試算できるのではないかということ。

それで、さまざまな見解については、この二、三、四に書かせていただいております。一番下、米印でありますように、本試算は、内閣官房、内閣府、厚労省、文科省から入手した限られたデータをもとに山井事務所で行った本日時点のものであり、本来であれば、政府がより精度の高い試算を行い、公表すべきですというふうに考えております。

それで、簡単に申し上げますと、例えば、年収一千万以上には五百六十六億円ぐらい。八千億とすればですよ、仮にトータル八千億とすれば、五百六十五億円ぐらいの無償化の恩恵が行くのではないか。八百万以上一千万までが九百七億ですから、合わせると、一千五百億円ぐらいの無償化の恩恵が八百万円以上に行くのではないか。

一方、非課税世帯、低所得世帯に関しては、生活保護は変動なしですから、二百五十八億円ぐらいの恩恵ではないか。非常に大ざっぱな傾向としてはこういうふうなことではないだろうかというふうに計算をさせていただきました。

そこで、まず、このような基本的な考え方、試算のやり方、こういう基本的なやり方については、これで大体はよろしいのでしょうか。いかがですか。

○川又政府参考人　お答え申し上げます。

内閣府として、ただいまの試算の前提あるいはその結果の是非についてどうかということは、なかなかお答え

をしかねるところでございますけれども、一定の前提を置いた上で算出された一つの結果であるということは理解をしております。一つの試算結果として受けとめさせていただきます。
○山井委員　そこなんですけれども、そこをもうちょっとお聞きしたいんですけれども、一つの試算結果というか、やはり、低所得層には恩恵が低くて高所得層にはこのように恩恵が多い、そういう傾向があるという、この傾向自体はこれでよろしいですか。
○川又政府参考人　お答え申し上げます。
　この試算結果を見る限りということでございますけれども、全体の傾向として、高所得者の方にも、ある程度の給付があるという御指摘については認識はしておりますけれども、ただ、それをどう評価するかということにつきましては、現行の保育料の設定におきまして、低所得者層の保育料は既にもう相当程度軽減されているなど、さまざまな要素というものを考慮する必要があるというふうに考えております。
　以上です。
○山井委員　確認しますが、まず、低所得者層は、今おっしゃったように、さまざまな施策が、もう既に軽減、無償化が行われているから恩恵が少ない、それはよろしいですか。
○川又政府参考人　お答え申し上げます。
　そうしたさまざまな要素を勘案して、これをどう評価するかというところを考えなければいけないということかと考えております。
○山井委員　そして、この試算を見ると、高所得者層にもかなりの恩恵、給付が行くということでよろしいですか。
○川又政府参考人　お答え申し上げます。
　そこをどう評価するかというところは、現時点では、評価については困難であります。現時点で、今すぐ結論の出るような評価は難しいと考えております。
○山井委員　いや、評価を聞いているんじゃなくて、傾向を聞いているんです。
　このような、低所得の方に対する恩恵は比較的少なくて、高所得の方々にはかなりの給付があるという傾向は、これでよろしいですか。傾向。
○川又政府参考人　こうした数字をどう見るかということにつきましては、ただいまの点に加えまして、例えば保育料は、地方単独事業で地方が設定して、単独事業で補助している部分等もございます。そうした要素も総合的に勘案していかないと、評価というものは、総合的な評価、どうこれを評価するかということはできないのではないかというふうに考えております。
○山井委員　評価は聞いておりません。傾向を聞いているんです。傾向は、こういう傾向ということでよろしいですか。
○川又政府参考人　傾向という意味をちょっと私がなかなか理解ができておりませんけれども、傾向ということの中には、どう見るかという評価ということが含まれているのではないかと思いますので、これをどう評価するかということは、現時点ではなかなか言いがたい面があるのではないかというふうに考えております。
○山井委員　加藤大臣にもお聞きしたいんですけれども、評価ではなくて、低所得者に対する給付は少なそうで、高所得者に関してはまあまあの給付があるという、これは山井事務所の試算なんですけれども、今言ったような方法でやったんですけれども、傾向としては、こういう傾向でよろしいでしょうか。
○加藤国務大臣　まず、御試算をされた吉沢さんという秘書でしたっけ、大変な御労苦に対して心から敬意を表させていただきたいというふうに思いますし、先ほど、何か委員から深夜に電話もあったという話が委員会でもありましたが。
　ちょっと、これは私の理解なので、もし違ったら訂正していただきたいんですけれども、話をわかりやすくするために八千億ということにします、とりあえず。これは最終的には予算をセットしなければわかりません。
　ただ、今、我々の今やっている事業の中で、我々として、地方において、それぞれの個人が負担していただく金額というのが八千億ということですけれども、各都道府県あるいは市町村においては、それをトータル減額するためにさまざまな地方単独事業が行われていて、私の記憶では、多分三割か四割ぐらいはそういったお金が出て

いる。そうすると、実際に個々の人が負担しているのは、今、八千億を前提に、例えば四割が地方単独だとすれば、六掛けるが、八、六、四千八百億ということになります。そうすると、残りの四割の部分がどこに帰着をするかというのは、結果的に、今度この四千億の地単分が浮くわけですから、それぞれの地方公共団体がそれを何に使うかによって、またそれによって帰属が変わってくるのではないのかな、そういう要素も含まれているのではないかなというふうに私は認識をしておりまして、そうすると、その四割がどういうふうに配分されるかによっては随分物事が変わってくるのではないのかな、こういうふうに思います。

○山井委員　これは地方で、既に独自でやっているところもあります。しかし、このお金の流れ、その流れの傾向は、試算によればこういう傾向になるのではないかと思っております。

これ、ちょっと考えてみていただきたいんですけれども、例えば、この試算の前提で言いますよ、どこまで正確かというのはおいておいて。しかし、この試算によると、八百万円以上で約千五百億円、そして、非課税世帯の低所得の世帯で約二百五十億円。つまり、六倍、低所得よりも高所得の層に恩恵があるんですね。しかし、人口でいうと、今の非課税世帯は一七％、八百万円以上は一三％なんです。高所得の方が少ないにもかかわらず千四百七十二億円、低所得の方が人数が多いのにもかかわらず二百五十八億円、五倍以上の差があるんですね。

更に言うと、市区民税非課税世帯に保育の利用負担ゼロとしている自治体は、例えば、ぱっと調べただけでも、仙台市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、船橋市、八王子市、川崎市、富士宮市、豊橋市、広島市、中野区、渋谷区、世田谷区、江戸川区などなど、かなりあるわけですから、実態としては低所得の方の恩恵はもっと少ないのではないかというふうに私は思うわけなんですね。

つまり、低所得の方よりも高所得の方に、今回の八千億は、より多くの、数倍の恩恵が行くということは、一言で言えば逆社会保障じゃないかと私は思うんです。社会保障の逆なんですよ。格差拡大に結果的にはなってしまうんです。これは、今までの厚生労働省の歴史の中で、こんな、逆にお金を投じることで貧困家庭の子供と高所得の子供の格差を広げるような政策というのは、厚生労働省はとったことがないでしょうし、恐らく世界じゅう、あり得ないと思います。

だから、私が皆さんに申し上げたいのは、この政策は逆社会保障、社会保障じゃないんです。消費税は社会保障目的と言われているけれども、もし社会保障であれば、せめて高所得者世帯と低所得者世帯に同じ額が行くというんだったらわかるんですけれども、違うんですよ。高所得者世帯の方が数倍行っちゃうんですよ。逆社会保障というのは前代未聞です。

これは来年の通常国会で法案を出されるのかもしれません、幼児教育無償化法案。この法案は、私は国民の理解は絶対得られない。限られた消費税の財源を、低所得者には少なく、高所得者には多く再配分する、そんな格差を拡大させるような法案を、私は通らないと思いますし、下手をすれば来年の統一地方選挙の争点なんかにもなりかねないと思います。私は、でも、これは政争の具にはすべきではないと思いますので、今の段階で軌道修正しないと大変なことになると言いたいんです。

例えば、ヘックマン教授がおられます、ノーベル経済学賞受賞。ここに幾つか資料がありますが、ヘックマン教授は、就学前の教育の無償化や、就学前の子供たちに投資するのが一番公共政策として効果があると言った、すばらしい教授です。しかし、このヘックマン教授の論文でも、より貧困家庭の子供に手厚く、より教育や保育の質を上げる、そこに重点的にお金を出せば効果があると言っている。

そう考えたら、今回の幼児教育無償化は逆ヘックマン理論なんです。裕福な人にたくさんお金をやって、貧困家庭には恩恵が少なくて、保育の質にはほとんど効果が上がらなくて、ただ親に出す。つまり、これはちょっと根本的な問題提起で、子供の視点じゃないんです、親の視点なんです。子供へのメリットは、申しわけない、かなり少ないんです。

そこで、加藤大臣に申し上げたいんですけれども、これが八千億とすれば、一方、保育士の処遇改善は、来年四月からたった二百億円、三千円、一％です。八千億の幼児教育無償化に比べて、待機児童対策や保育の質の改善につながる保育士の改善が二百億は、余りにも、八千対二百、これは絶対、国民の理解は得られません。

高所得層への所得制限を設けるなり、あるいは無償化にして一部支援を削るなり、そのお金を回すなり、ほかの方法でもいいですよ。とにかくそういう形にして、保育士の処遇改善、一％じゃなくて、もっと大幅に引き上げ

るべきだと思いますが、加藤大臣、いかがですか。
○加藤国務大臣　これは前回も山井議員と議論させていただいたんですけれども、幼児教育ということで、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障するという意味でありますから、例えば、今の義務教育の延長線上だというふうに考えれば、公立学校において、今委員御指摘のような、所得の格差に応じた授業料を取っていないわけですね。ですから、教育という意味において考えたときに、やはり無償化をしていく。これは別に日本だけではなくて、諸外国においても、三歳児から五歳児の幼児教育については所得制限を設けずに行われているというふうに承知をしているわけでありますから、まず、どういうものを目指していくのかということなんだろうというふうに思います。
　そういった意味で、私どもは、その点も含めて選挙でも申し上げ、そして御支持をいただいたということでありますので、それを今まさに具体的に制度設計をさせていただいているということであります。
　それから、先ほども申し上げましたけれども、山井委員のさっきの試算は、八千億を全ての階層に配分するということですが、今、八千億を全ての階層がそのように負担しているわけではなくて、先ほど申し上げた地方単独事業ということですから、地方公共団体が多分四割程度負担しているんですね。そうすると、今度、その四割部分の負担をしなくて済むとなったときに、じゃ、その四割負担をどういうふうに使っていくのか。それを例えば低所得者層に使えば、それは結果として低所得者層にその恩恵は回っていく、こういうことにもなるわけなので、そこは全体として見ていかなければならないのではないかなというふうに思います。
　それから、処遇改善のお話がありました。保育士の給与、これは平成二十五年が底なんですね。実は、平成二十二年からずっと下がっていって、二十五年を底にし、それから今、平成二十九年で約二十七万、上がってきました。それ以外に、これには入っておりません、技能、経験に応じた月額四万円の処遇も改善をされていくということであります。
　そして、それに加えて、先ほど、たったという言い方をされましたけれども、一%、月三千円相当の賃金の引上げも行うということでありますので、我々としては、そういった形で保育士の処遇の改善を図り、保育士を確保し、そして、ひいては待機児童の解消、これにもしっかりと取り組ませていただきたいというふうに思います。
○山井委員　ちょっと、あと一点だけ。
　これは、八百万円以上の年収のところに千五百億円ぐらいの恩恵がある一方、本当にゼロ歳から五歳の低所得世帯には、ほとんど恩恵がないんですよ。そういう意味では、この表、十八ページにありますように、児童扶養手当を一万円底上げするとか、二十まで児童扶養手当を年数拡大するとか、これでも支給拡大が国費で百九十億円、そして一万円の底上げが国費で三百六億円ですから、やはり高所得世帯にこれだけのボリュームの予算を上げるのであれば、ヘックマン教授の理論じゃないですけれども、貧困家庭にもセットで支援をすべきだというふうに考えております。
　例えば、高校授業料無償化に関しても、きょうの配付資料に入れておりますが、将来的には私は全ての教育無償化だと思いますが、実際、政府・与党がされているこの十五ページの高校授業料無償化も、九百十万円以下にしてあるんですよね。そういう意味では、この幼児教育の無償化も、多少の上限なり、高所得者を支給を減らすということも、可能性としてはあるのではないかと思います。
　とにかく、子供の貧困対策、児童扶養手当の拡大に予算を使うべきではないかということについて、いかがでしょうか。
○橋本委員長代理　申合せの時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。
○加藤国務大臣　先ほど申し上げたのは義務教育ということでありますから、高等教育ということになれば、今申し上げたような形で、今回もそうですが、特に大学等も含めて、低所得者世帯を対象とした政策を進めていく。あるいは、ゼロ―二歳ということにおいても今回そういった対応をさせていただいているということですから、一体それがどういう目的を持って、何をするかによって、当然、負担のあり方は変わってくるべきだというふうに思います。
　それから、処遇改善とか、多分、あるいは児童扶養手当のことをおっしゃられたのかな、等々も含めて、今回もいろいろ手当について拡充もさせていただいております。

我々も、できるところは対応させていただきながら、しかし、もう一つ大事なことは、いかに就労をして自立をしていただくかということも大事でありますから、そういったこととのバランスをとりながら、しっかり施策を進めていき、所期の目的を達するように努力をしていきたいと思います。

○橋本委員長代理　山井和則君、既に持ち時間が経過しておりますので、御協力をお願いします。

○山井委員　最後にお願いをして終わらせていただきますが、とにかく、これだけ巨額の財源を使うにもかかわらず、試算も出さず、幾ら高所得者世帯、低所得者世帯に行くかも表に出さないということは、当然国民の理解を得られません。きょう話があったように、どっちにしても年末までには試算が出るということで、もっと早急に出していただきたいですけれども、このままでは国民は納得しないと思います。これは、正直言って、自民党の方々も、厚生労働省の方々も……

○橋本委員長代理　山井君に申し上げます。

申合せの時間が経過をしておりますので、御協力をお願いします。

○山井委員　本音では反対の方が多いのではないかと思いますので、このことについてはしっかりと、使い道を変えるべく、集中審議をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。